北塩原村工場等立地促進条例

(目的)

第1条 この条例は、村内に工場等を設置する事業者に対する助成措置等に関 し必要な事項を定めることにより、工場等の設置の促進並びに工業の育成及 び強化を図り、もって本村の産業の振興と雇用機会の拡大に寄与することに よって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各 号に定めるところによる。
- 1 立地企業 工場等の設置をしようとし、又は工場等の設置をした企業をいう。
- 2 工場等 「ふくしま産業復興投資促進特区」に定める業種、その他村長が 前条の目的を達成するために助成措置を講ずることが特に必要であると認め る業種の用に直接供する施設をいう。
- 3 工場等の設置 工場等を新設し、増設し、若しくは移転し、又は工場等の 用に供するための建物若しくは土地を取得することをいう。
- 4 投下固定資産額 工場等の設置をするために必要な地方税法(昭和25年 法律第226号)第341条に規定する固定資産(直接事業の用に供するも のに限る。)を取得するために要した費用の総額をいう。

(助成措置)

- 第3条 村長は、工場等の設置をする事業者で、適当と認められるものに対し、 予算の範囲内で助成措置を講ずる。
- 2 助成措置の名称、助成の要件及び助成の内容は別表のとおりとする。 (便宜の供与)
- 第4条 村長は、工場等の設置する事業者に対し、必要があると認めるときは、 前条に定めるもののほか、便宜の供与を行うことができる。

(環境の保全等)

第5条 工場等立地に係る助成措置及び便宜の供与を受けようとする事業者は、

工場等の設置及び事業活動に当たって、環境の保全及び景観の形成に配慮しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、工場等の設置をする事業者に対する助成措置等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例は平成24年9月1日以後の立地企業に適用する。

別表(第3条関係)

助成措置の名	助成の要件	助成の内容
称		
1 用地取得助	1 次の要件をいずれも満た	(助成率)
成金	す場合	新設 1/2 増設・移設 1/3
	① 村と企業立地協定を締結し	(限度額)
	た立地企業等であること。	1 企業当たり 2,000 万円
	② 投下固定資産額が新設	(対象経費)
	2,000 万円以上、増設・移設	立地企業が用地を取得し造
	3,000 万円以上であること。	成した用地取得費及び造成費
	③ 村内に住所を有する者を常	
	時1名以上雇用、増設・移	
	設の場合は新たに1名以上	
	常時雇用すること。	
	2 次の要件をいずれも満た	(助成率)
	す場合	新設 10/10 増設・移設
	① 村と企業立地協定を締結し	5/10
	た立地企業等であること。	(限度額)
	② 新規土地取得面積が 10,000	工場建築面積の5倍以内の
	m²以上	用地取得費及び造成費(緑地
	③ 投下固定資産額が40億円	等として利用する土地を除
	以上であること。	<)
	④ 操業開始時の新規地元常時	(対象経費)
	雇用人数(新設、増設に伴	立地企業が用地を取得し造
	い期間を定めずに雇用さ	成した用地取得費及び造成費
	れ、県内に住所を有する	(上限額) 1億円
	者。)50人以上	

2 雇用促進助	次の要件をいずれも満たす	村内に住所を有する者を1
成金	場合	年以上常時雇用した場合、1
	1 村と企業立地協定又は村	名につき毎年 20 万円を毎年
	が策定した個別計画に基づ	交付する。
	く協定を締結した立地企業	交付期間は、企業立地協定
	等であること。	締結から5年を経過する日ま
	2 投下固定資産額と雇用人	でとする。
	数が、用地取得助成金の助成	限度額を1企業当たり500
	の要件を満たすこと。	万円とする。
3環境整備事	雇用促進助成金の助成の要件	進入道路等の新設・改良
業助成	に同じ	上下水道給排水施設整備
		上水道加入金免除
		下水道分担金免除

本表の定めによりがたい場合は、村長が別に定めることができる。